

筑前町五感散歩モニターツアー業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、町の魅力を再発見し、筑前町を訪れてみたい、筑前町に住み続けたいと思う人たちを増やすことを目的に、見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触るの五感で楽しめる散歩モニターツアーを実施するにあたり、企画提案書を求め、業務の履行に最も適した受託候補者をプロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：筑前町五感散歩モニターツアー業務
- (2) 業務内容：別紙「筑前町五感散歩モニターツアー業務仕様書（以下、「仕様書」）」のとおり
- (3) 業者選定方法：公募型プロポーザル方式とし、提案書及びプレゼンテーション等の評価において最も点数が高かった業者を受託候補者とする。
- (4) 業務期間：契約締結日から令和8年3月31日（月）まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行できる能力を有し、次に掲げる資格条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表をいう。以下、この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、この号において、「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (4) 筑前町指名停止等措置要綱（平成 31 年告示第 33 号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと
- (5) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること

4 審査概要

(1) 選考方式

業務の目的及び内容に最も適したツアーを企画・運営する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により行う。企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀者及び次点者を各 1 社選考する。

(2) 選考委員会

受託候補者の選考は、「筑前町五感散歩モニターツアー業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行う。

(3) スケジュール（予定）

項 目	日 程
参加表明・企画提案に関する質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 5 日（金）
質問に対する回答書ホームページ掲載	令和 7 年 9 月 8 日（月）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 12 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 9 月 24 日（水）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 9 月 29 日（月）
審査結果通知	令和 7 年 9 月 30 日（火）
業務委託契約の締結（随意契約）	令和 7 年 10 月上旬

5 失格要件

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に表示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) その他この実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問等は、以下により提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年9月5日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：質問票（様式第1号）により電子メールで送付すること。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。
- (3) タイトル：質問の際は、メールの表題を「筑前町五感散歩モニターツアー業務プロポーザル質問票（事業者名）」として送付すること。
- (4) 提出先：筑前町役場 企画課 企画調整・ふるさと納税係
（電子メールアドレス）kikaku@town.chikuzen.lg.jp
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、質問回答書をホームページに掲載します。

7 参加表明書等の提出

参加しようとする者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第2号）
 - ② 業務履行実績調書（様式任意。本業務と同種又は類似する業務実績がわかるもの。）
 - ③ 会社概要が分かる資料（様式任意）
- (2) 提出期限
令和7年9月12日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
筑前町企画課企画調整・ふるさと納税係 まで
- (4) 提出方法
持参または郵送によるものとする。（提出期限必着）
- (5) 参加資格審査結果の通知等
参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、書面により参加資格審査結果を通知します。また、参加資格を有する者に対しては、併せて、企画提案書等の提出を要請します。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
企画提案書は、別紙「仕様書」の内容と（別表1）の「評価項目及び評価事項」の内容を踏まえた上で、企画提案書を作成すること。企画提案書は、A4版用紙、片面印刷で、表紙には会社名を明記し、20ページ以内（表紙含む）とする。

② 見積書（任意様式）

見積書は、合計金額のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む。）についても記載すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

本業務に関わる予定技術者等について、分担する業務内容・役割を記載すること。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 3 部 ※正本のみ代表者印を押印

(3) 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日（水）正午必着

(4) 提出場所

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

筑前町企画課企画調整・ふるさと納税係 まで

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

(6) 注意事項

- ① 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。
- ② 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めません。

9 企画提案の審査及び選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選考委員会において、企画提案内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を数社選考する。

- ① 実施日：令和 7 年 9 月 29 日（月）を予定
- ② 実施場所：筑前町役場
- ③ 実施方法：プレゼンテーションへの出席者は、予定責任者を含む 3 名以内とする。
企画提案書を用いた内容説明とし、追加資料の提出は認めない。1 社の持ち時間は 30 分程度（提案 20 分、質疑応答 10 分程度）とする。なお、プレゼンテーションに必要な機器等は提案者各自で準備すること。
- ④ その他：正式な実施日時やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知する。

(2) 契約候補者の選定

選考委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった最優秀者を委託契約交渉順位第一位の受託候補者とし、次点の者を準受託候補者として選定する。なお、評価基準は、（別表 1）の「評

価項目及び評価事項」によるものとする。

(3) 選定経過の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面により通知する。

10 契約の締結

筑前町と委託契約交渉順位第一位の受託候補者は、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。なお、優先候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等に要する製作経費及び旅費等の必要経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該製作者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、筑前町に帰属するものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けない。

(別表1)

筑前町五感散歩モニターツアー業務委託事業者選考審査配点表

(1) 技術評価点

評価項目	配点	評価事項
企画提案内容	20点	本業務の目的、実施条件などについての確に反映した提案内容となっているか。
	20点	安全面に十分配慮し、本町の特徴を活かした散歩コースの提案となっているか。
業務遂行能力	20点	企画提案内容を適正に執行するための経験、実績等が十分であるか。
業務執行の妥当性	20点	業務目的を理解し、業務の執行について必要な体制を確保しているか。
	10点	円滑な業務遂行が可能な行程となっているか。

(2) 価格評価点

評価項目	配点	評価事項
見積額	10点	価格評価点 = 10点 × (最低見積価格 ÷ 見積価格) ※小数点以下切り捨てにより算出

※審査は選考委員会委員の評価により5段階で行い、採点は上表の配点に次の率を乗じて算出します。

A評価	極めて優れている	配点 × 1.0
B評価	優れている	配点 × 0.8
C評価	普通	配点 × 0.5
D評価	やや劣っている	配点 × 0.3
E評価	劣っている	配点 × 0.1